

おおのじょうしぎかい
大野城市議会って
どんなところ？



しぎかいぎいん しみん だいひょうしゃ せんきょ えら しみん しあわ
市議会議員は、市民の代表者として選挙で選ばれ、市民の幸せ
のために日々頑張っています。

おおのじょうしぎかい

市議会と市議会議員

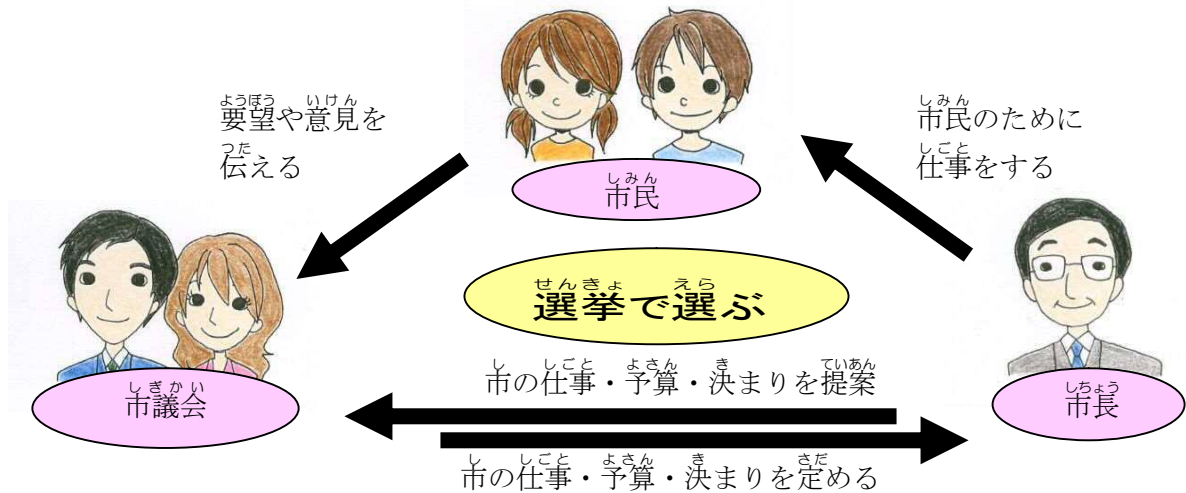
わたしたちが住んでいる大野城市をより住みやすくするにはどうしたらよいか。

それは、市に住んでいるみんなであつまって、話し合いをして決めるのが理想です。

しかし、たくさんの市民が、一度にあつまって話し合うのは困難です。

そこで、20歳以上の市民（選挙権を持つ人）が選挙をして、わたしたちの代表となる市議会議員（25歳以上の市民、被選挙権を持つ人）を選んで、みんなの代わりに話し合いを行うことにしています。その市民の代表者を「市議会議員」、話し合いをするところを「市議会」といいます。

市議会は、市民が生活するなかでみんなが守らないといけない決まり（条例）や、市の仕事に必要なお金の使い方（予算）など、大切なことを決めるところです（議決機関）。市議会議員と市長は、対等な立場（二元代表制）で協力し合い、お互いに意見を出し合いながら、住みやすい市にするためにいろいろな仕事をしています。



議長と副議長

市議会には議員の中から選ばれた議長と副議長がいます。議長は市議会を代表する人です。本会議の進行や市議会の代表として仕事をしています。

副議長は、議長がいないときなどに議長の代わりをしています。

定例会と臨時会

市議会には、3月・6月・9月・12月の年4回、定期的に行われる「定例会」と、必要な時に開かれる「臨時会」があります。定例会、臨時会の会期中には、本会議や委員会が開かれ、市長などから提案された市役所の仕事や予算などの議案について、質問したり、意見を出し合ったりして、まちづくりの方針を決めます。

また、市議会の本会議や委員会は、だれでも見たり聞いたりすること（傍聴）ができます。

*本会議の傍聴定員は72人まで、委員会は6人までです。

ぎ かい なが
議会の流れ



しょうしゅう こくじ
招集（告示）

- 市議会の招集は、開会日の7日前までに市長が行います。

ぎかい うえい いんかい
議会運営委員会

- 議案や会議のあり方を話し合います。

かい かい
開 会

- 議長が会議を開きます。議員の半分以上が出席すれば本会議を開くことができます。

- 議会の期間(会期)や会議録の署名議員を決めます。
- 議案が提案され、その理由説明や各種報告などを行います。

ぎあん しつもん
議案質問

- 議案について、分かりづらい点や、詳しく知りたい点を市長にたずねます。

いいんかい いたく
委員会付託

- 議案をもっと詳しく、より早く審査するために、それぞれ専門の委員会に審査を依頼します。

いいんかい しんさ
委員会審査

- 審査を依頼された委員会は、議案を担当する市役所の職員の説明を受けながら専門的に調べて、委員会として賛成か、反対かを決定します。

いっばん しつもん
一般質問

- 市の政策全体について、市の考えをたずねます。

いいんかい ほうこく
委員会報告
とうろん さいけつ
討論・採決

- 委員会での話し合いの結果を本会議で議員全員に報告します。
- 委員会の報告をもとに、質問や賛成・反対の意見を述べます(討論)。
- 委員会の報告や討論を聞いたうえで、議員の皆さんで賛成か反対かを決めます。

へい かい
閉 会

- 議長が閉会を宣言します。

いろいろな委員会

議員全員が集まって話し合いをする本会議は、とても時間がかかってしまいます。
 そこで本会議の他に委員会を設置し、少ない人数で詳しく話し合いをします。
 委員会で決まったことは、すべて本会議で報告され、決めることになっています。
 大野城市議会には、市の仕事に応じて行政の事務調査や議案の審査などを行う総務企画・福祉文教・都市環境委員会と、お金の使い道（予算）を話し合う予算委員会の常任委員会などがあります。

<p>総務企画委員会(8人)</p>	<p>福祉文教委員会(6人)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 企画政策部(市長等の秘書、行政改革、広報、情報処理、人権などに関すること) ● 総務部(財政、職員の人事・給与、一般行政などに関すること) ● 地域創造部(コミュニティ、商工業・農業などに関すること) ● 出納室並びに監査委員 ● 選挙管理委員会及び農業委員会の所管に属する事項 ● 他の委員会に属さない事項 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども部(こどもの行政や母子保健、子育て支援などに関すること) ● 長寿社会部(高齢者福祉、介護保険、後期高齢者医療などに関すること) ● 市民福祉部(戸籍登録、住居登録、障がい者福祉、国民年金などに関すること) ● 教育委員会(教育などに関すること)
<p>都市環境委員会(6人)</p>	<p>予算委員会(10人)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理部(消防・防災などに関すること) ● 建設環境部(都市計画、公園、市道、環境政策などに関すること) ● 上下水道局(水道事業や下水道事業に関すること) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般会計をはじめ、特別会計・事業会計などの市の予算全般について話し合います。

請願・陳情

★市民は誰でも市の仕事についてお願いや意見を文章にし、市議会に出すことができます。これを請願・陳情といいます。請願は、紹介議員が必要になります。

大野城市議会事務局 (平成27年4月改定)

〒816-8510 大野城市曙町2-2-1 TEL092-580-1938